

国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための 財政の健全化の推進に関する法律案（概要）

※ 公布日施行

基本原則

1. 名目経済成長率について、2011年度から2020年度までの平均で3%、2021年度以降における安定的な上昇を目指し、経済成長施策を着実に実施することにより、経済成長に伴う歳入増を図る。
2. 行政改革や社会保障制度改革などあらゆる改革を行い、歳出の重点化及び効率化を図る。
3. 公平・透明・国民が納得できる税制を確立しつつ、必要な財源の確保を図る。

財政健全化目標

1. 2021年度以降において、一会計年度末の国及び地方公共団体の長期債務残高の合計額の名目GDPの額に占める割合が安定的に低下する財政構造を確立する。
2. 一会計年度の国及び地方公共団体の基礎的財政収支額の黒字化を確実に達成するものとし、遅くとも2015年度までに、対GDP比を2010年度の2分の1以下とする。

財政健全化基本方針

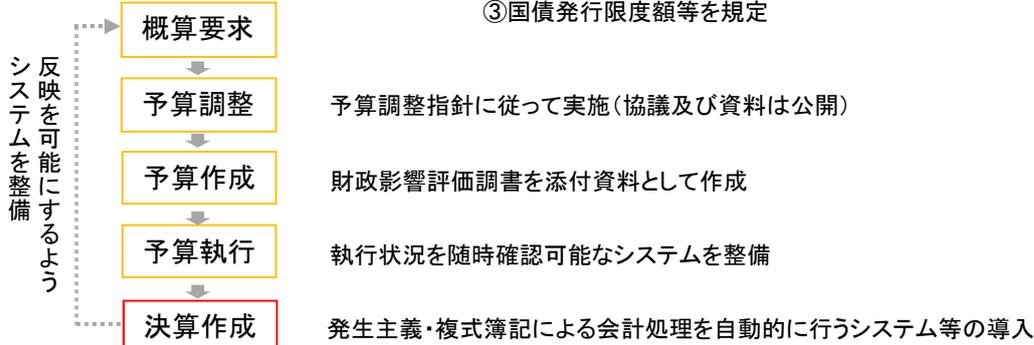
1. 財政資金の重点的・効率的な配分、民間資金の活用、規制改革、国際的な経済連携の推進等の経済成長施策を着実に実施する。
2. 経済成長施策への重点的・効率的な財政資金の配分のため、制度全般の見直しを行う。
3. 着実に財政健全化が図られるよう配慮した予算を作成する。
4. 中長期の支出又は租税収入の減少となる施策を実施するときは、その経費額を上回る財源を確保し、公債の発行収入又は借入金はその財源に充てない。
5. 補正予算の歳出の財源には、大規模な災害や経済停滞への対処に支障が生ずる場合を除き、特例公債の発行収入金以外の歳入をもって充てる。
6. 行政事業レビューを推進し、その結果を予算の作成に適切に反映させる。
7. マイナンバーの利用、情報通信技術の活用等を一層推進する。

新たな予算編成(平成26年度予算から適用)

中期フレーム(閣議決定・国会報告)

3年1期

- ①対象期間における予算の大枠、②対象初年度における予算の基本方針、③国債発行限度額等を規定



その他

国の財務情報の開示、行政監視院の設置、地方財政の健全化、弾力条項について規定